本号で公布された法令のあらまし

◇**自転車活用推進法の施行期日を定める政令**（政令第一四一号）（国土交通省）

自転車活用推進法（平成二八年法律第一一三号）の施行期日を、平成二九年五月一日とすることとした。

◇**自転車活用推進本部令**（政令第一四二号）（国土交通省）

1　自転車活用推進本部

㈠　自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括することとした。（第一条関係）

㈡　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第二条関係）

㈢　本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理することとした。（第三条関係）

㈣　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第四条関係）

2　施行期日

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二九年五月一日）から施行することとした。

◇**国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（国土交通省）

1　所掌事務の変更等

㈠　大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務を変更することとした。（第三条及び第二五条関係）

㈡　総合政策局及び同局政策課の所掌事務を変更することとした。（第四条及び第三八条関係）

㈢　道路局及び同局総務課の所掌事務を変更することとした。（第九条及び第一〇六条関係）

㈣　道路局に参事官を置くこととした。（第一一三条関係）

2　施行期日

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二九年五月一日）から施行することとした。

政　令

自転車活用推進法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十一号

自転車活用推進法の施行期日を定める政令

内閣は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

自転車活用推進法の施行期日は、平成二十九年五月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

自転車活用推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十二号

自転車活用推進本部令

内閣は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自転車活用推進本部長）

第一条　自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

（資料の提出等の要求）

第二条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三条　本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

（本部の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定める。

附　則

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十三号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。

第四条第一項第四十四号中「こと」の下に「（道路局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。第百十三条第一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第九条に次の一号を加える。

六　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（自転車の活用の推進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。